

平成27年度 千早赤阪村教育方針



千早赤阪村教育委員会

はじめに

千早赤阪村教育委員会
教育長 矢倉 龍男

昔から農業を営むなかで、よく使われてきた言葉に「苗半作」というものがあります。

これは、良い苗ができればその収穫の半分を手中に収めたようなものであるという意があります。つまり農作物を作るうえで、苗が良ければ後はあまり手間をかけなくてもよく育ち収穫が期待できるということでもあります。

人間社会においてこの言葉をあてはめるなら、苗の育成に当たる時期はまさに人間社会においては義務教育の中の子どもたちではではないでしょうか。幼・小・中の12年間でどこまで子どもたちを成長させることができるかが大きな課題であります。

教育に求められているのは、社会の中で自立的に生きる基礎を培うなど、「確かな学力」の確立とともに「豊かな心」「健やかな体」を育むことであり、その結果としての「生きる力」を育成することです。そのためには村内の各学校園と村教育委員会とがその連携を密にして、幼・小・中の一貫した教育を通して子どもたちを育てていかなければなりません。

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、教職員の力を最大限引き出しながら、学校のもつ総合的な力である「学校力」を高め、子どもたちが生き生き学ぶことのできる村民から信頼される学校づくりを進めることが重要であります。

『みんなが集う みんなで育む みんなで優しい みんなを結ぶ 一ちはやあかさか』

I 学力の向上と教育力の充実

- ① 学力向上の取組みの充実
- ② 言語活動の充実および読書活動の推進
- ③ 英語教育の充実及び国際理解教育の推進
- ④ 情報活用能力の育成および ICT 教育の効果的な活用
- ⑤ 障がいのある子ども一人一人に応じた教育（支援教育）の充実
- ⑥ 家庭学習・放課後学習の充実

II 豊かでたくましい人間性の育成

- ① 心の教育の充実
- ② 郷土学習の充実
- ③ キャリア教育の推進
- ④ 人権尊重の教育の推進
- ⑤ 幼児教育の推進
- ⑥ 体力づくりの推進
- ⑦ 食育の充実

III 安全安心な学校づくりの推進

- ① 生命尊重の取組み
- ② いじめ防止
- ③ 虐待防止
- ④ SC, SSWの活用
- ⑤ 防災教育の推進
- ⑥ 食物アレルギーへの対応

IV 学校及び教職員の資質の向上

- ① 学校評価
- ② 幼・小・中一貫教育および村立学校園の連携
- ③ 教職員の資質向上及び不祥事の未然防止

V 社会教育関係

- ① 生涯学習の充実
- ② スポーツ振興
- ③ 青少年の育成
- ④ 文化財の保全活用

I 学力の向上と教育力の充実

① 学力向上の取組みの充実

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図り、主体的に学習に取り組む態度を養う。

学力・学習状況調査等の結果を分析し、村立学校の子どもたちの学力と学習状況を詳細に把握し、その成果と課題を明確にしながら「確かな学力」の育成に取り組む。

「確かな学力」の育成にあたっては、その目標を実現できるよう指導計画を立て、成果と課題を明確にしながら取組みを進めるとともに、学校全体で学習規律の確立や同じ方向を向いた組織的な体制を確立する。

スクールエンパワーメント推進校の実践を村立学校で共有し、各校において、P D C Aによる学力向上の取組みの改良を行っていく。

授業方法等の工夫・改善を積極的に推進する。小学校においては「算数」、中学校においては「数学」「英語」の授業のうち、分割して少人数にする方がよいと判断した単元等は、少人数の学級に分けてきめ細かく指導を行い、理解の促進を図る。

また、村立学校の学力向上担当者会議を開き、それぞれの学力向上の取組みについて協議や実践交流を深める。

② 言語活動の充実および読書活動の推進

言語活動の充実をめざし、聞く力、話す力、読み取る力、書く力の育成を目指す。

また、どの教科においても、日本語を用いて考えることを学習の基本ととらえ、自分なりの考えを持ち、ノートに書いたり、話し合ったり、発表したりする活動を大切にする。

学校における読書活動を継続して行い、読書習慣の定着を目指す。

始業前の朝読（朝の読書習慣活動）等を実施し、読書習慣を育むとともに、落ち着いて授業に臨む姿勢を養う。また、読書を通じて児童・生徒の知的好奇心を養う。

子どもたちの知的好奇心をくすぐるような新しい図書を図書室に積極的に配架し、図書室の利用を促進する。また、読み聞かせボランティア等の協力を受けて、より多くの子どもたちが図書室を利用するように働きかける。

③ 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

英語を使える「こごせっ子」を育む千早赤阪村 English for Global Communication Program をもとに、幼稚園（4歳児クラス）から中学3年生までの11年間で、村ならではの少人数の中でコミュニケーション力を重視した英語教育を実施する。

小学校の学習指導要領では、外国語活動は5、6年生において実施するところを、文部科学省教育課程特例校として、1年生から6年生までの全学年で実施する。また、大阪府の指導方法工夫改善による小学校への専科教員派遣を利用し、中学校英語科の教員を小学校へ派遣。小学校3年生から6年生の外国語活動の授業において学級担任と共に授業を行う。さらに、中学校外国語科（英語）へスムーズにつながる様に、小・中学校連携を研究していく。

村立中学校生徒を対象とした海外派遣研修を実施する。

中学2年生、3年生の希望者を対象に、夏季休業中に海外派遣研修を行う。行き先は、昨年同様オーストラリア。現地では、ホームステイをしながら中高一貫校に通い語学研修やアクティビティを通じて海外での生活を体験する。

海外研修に出発するまでに、事前研修を行い、研修期間中に積極的にコミュニケーションが取れるように準備を行う。また、帰国後の成果発表を兼ねた事後研修を行い、海外派遣研修で学んできたことを中学校全体に広げる。

海外での生活を通じて、広い視野や将来につながる夢や志を育む。



平成 26 年度海外派遣研修

Australia Centenary State High School



④ 情報活用能力の育成および ICT 教育の効果的な活用

情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及する中、児童・生徒の情報活用能力を育むことが必要である。そのため、目的に応じて情報手段を適切に活用し、情報を収集、判断、処理する能力を高めるため、学年に応じた調べる学習を積極的に行う。また、情報を正しく安全に利用できるように情報モラルについて学習する機会を持つ。

通常の学習活動に ICT 機器を積極的に活用し、わかりやすく興味・関心を引く授業を実践するなど、授業の方法について工夫や改善を図る。また、新たな機器としてタブレット型端末や、操作が簡単な書画カメラ等を進んで活用する。

また、タブレット端末の教職員の活用力向上にむけて、タブレット端末機器活用研修を小・中学校にて行う。

⑤ 障がいのある子ども一人一人に応じた教育（支援教育）の充実

子どもたちの障がいの種別に応じた教室による個に応じた支援を実施する。

一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行う。「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用する。

乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援が行われるように、千早赤阪村「サポートノート」の積極的利用をすすめる。

障がいの診断や病名が分かっている子どもたちの理解促進と、充実した幼稚園や学校での生活を送れるように、介助員の配置や教室整備を行う。また、専門家を招聘して研修を行う。

⑥ 家庭学習・放課後学習の充実

放課後に自学自習の場を設け、学習支援員を配置して、自ら進んで学習に取り組む機会を提供する。また、家庭学習の定着を目指し、習慣づいていない子どもたちのサポートを積極的に行う。

また、子どもたちが様々な教科の学習や課題に興味・関心を持ち、進んで学習に取り組む姿勢を育むために、自主学習や家庭学習を推進する。

II 豊かでたくましい人間性の育成

① 心の教育の充実

子どもたちの豊かな人間性を育むため、学校園での教育活動全体を通じた道徳教育の充実をめざす。そこでは、人間尊重の精神や生命や自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う。また、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐・責任感を育てる。

村立学校園の職員研修として、道徳教育の研究授業を実施し、幼小中学校の教職員が子どもたちの実態などに応じて討議し、各校での心の教育の充実を進める。

② 郷土学習の充実

郷土である大阪府唯一の村、千早赤阪村に愛着と誇りを持つ子どもたちを育むために、積極的に郷土学習を行う。

歴史や地域の学習の中で楠木正成についてや身近な自然の金剛山や棚田に親しむ。また、地域の伝統文化に触れる機会を持ったり、ゲストティーチャーを招いて教えてもらうなど、郷土学習の取り組みを支援する。

③ キャリア教育の推進

子どもたちが志を持ち、自分自身の人生を切り拓くために必要な能力を育成する。そのために村立学校園キャリア教育全体計画で統一性のある指導を行う。目指す子ども像は「高い志と向上心を持ち たくましさにあふれた こそせっ子」とする。この目標を全ての教育活動で意識し、子どもたちが成長し社会に出るのに必要な「生きる力」を育む。そこで、子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、学ぶことや働くことへの意欲や目的意識をより確かなものとし、自己形成の基盤となる能力や態度を育成していく。

全体計画に記した学習活動の実践において、発達段階に応じたキャリア教育を意識して取り組む。また、取り組みと成果について検証する。

④ 人権尊重の教育の推進

人権教育推進全体計画の作成にあたり、子どもたちの実態を踏まえ、発達段階に応じた内容で、体系的なものになるようにする。また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等を目指す人権教育に取り組む。

人権意識を日頃の教育活動でも大切にし、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立った取り組みを推進する。

全ての職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うように人権研修を実施する。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育を継承していけるように、広く研修の参加を進める。

⑤ 幼児教育の推進

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものである。

3歳児、4歳児、5歳児それぞれの発達段階にあった幼児教育を進めていく。

子どもたちの自由な発想を大切にし、創意工夫をいかしのびのびとした表現活動を行う。毎日の活動で楽しく歌をうたったり、遊戯をしたりしながら、子どもたちの様々な活動に対して満足感を育む。また、体力づくりの活動を行い健康的な体を育む。

コミュニケーション力の育成に大きくかかわる、みんなで取り組む活動を大切に
する。

働いていたり、家庭の事情等で迎えが遅くなったりするため、遅くまで子どもを幼稚園に預かってもらいたいという保護者の要望に応え、正規の教育時間終了後も引き続き在園児を延長して預かる「預かり保育」を実施する。

⑥ 体力づくりの推進

村立学校において、子どもたちが健やかな体を育むために、学年に応じた体力作りの活動を年間通じて行う。また、スポーツテスト等の結果を分析し、子どもたちの体力の傾向と課題を把握し、「体力づくり推進計画」を策定し、PDCAサイクルに基づく体力づくりの推進をはかる。その際、大阪府教育委員会が作成した資料や「元氣アッププロジェクト事業」の趣旨を十分に理解し、体力づくりの取り組みを積極的に行う。

⑦ 食育の充実

健康な体を作るために、規則正しい食生活と偏りのない栄養摂取は非常に大切である。そのため、村立学校園では、充実した給食を提供するとともに、食に関する指導の全体計画を作成し食育指導を実施する。

また、給食に用いる食材については物資購入委員会を開き、安全な食材を選定し、毎月給食で使用する食材全ての産地について公表する。

野菜や果物を中心に、地元産の食材を使用することで、地産地消により旬の野菜果物を新鮮なうちに食べられるようにする。また、地域の伝統的食文化の維持と継承や、郷土学習の観点から、郷土料理に触れる機会を増やす。

千早赤阪村 教育施設・公共施設等 連絡先

名 称	場 所	連絡先
千早赤阪村教育委員会（くすのきホール）	千早赤阪村大字水分 2 6 3 番地	0721-72-1300
千早赤阪村立 こそせ幼稚園	千早赤阪村大字水分 5 6	0721-72-0356
千早赤阪村立 赤阪小学校	千早赤阪村大字水分 5 6	0721-72-0205
千早赤阪村立 千早小吹台小学校	千早赤阪村大字小吹 6 8 番地の 7 8 0	0721-72-7100
千早赤阪村立 中学校	千早赤阪村大字東阪 2 5	0721-72-0004
千早赤阪村立学校給食センター	千早赤阪村大字桐山 2 5 8 番地	0721-72-1112
千早赤阪村立保健センター	千早赤阪村大字水分 1 9 5 番地の 1	0721-72-0069
千早赤阪村 B&G海洋センター	千早赤阪村大字東阪 2 5 5 番地の 1	0721-72-7183
千早赤阪村役場	千早赤阪村大字水分 1 8 0	0721-72-0081
千早赤阪村立郷土資料館	千早赤阪村大字水分 2 6 6 番地	0721-72-1588
いきいきサロンやまゆり	千早赤阪村大字小吹 6 8 番地の 7 8 0	0721-72-7005
いきいきサロンくすのき	千早赤阪村大字二河原邊 8 番地の 1	0721-72-1705

Ⅲ 安全安心な学校づくりの推進

① 生命尊重の取組み

全国的に子どもたちの自殺、事件・事故など子どもたちの生命を脅かす事象が起こっている。そのため、自他の生命を大切にすることをはぐくむ取組みが重要である。

あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが互いの気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い「命を大切にすること」や自尊感情を育む。

子どもたちの精神的な面も含めた生活全般についての状況把握を適切に行い、相談体制の充実に取り組む。

また、不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるように、日ごろから防犯意識を育む教育を行うとともに、訓練等を適切に実施する。

登下校の通学路の安全確保については、地元警察、道路管理者等関係機関と連携するとともに「子ども安全見守り隊」等地域のボランティアに協力いただき地域で子どもたちを守るという視点で安全確保に努める。

② いじめ防止

いじめの未然防止、早期解決に向けて各校における「学校いじめ防止基本方針」をもとに、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識したうえで、教育委員会ははじめ全教職員が一丸となって問題に対応する。

いじめの実態については事実を正確に把握したうえで、迅速かつ適切に対応し、学校として対応した事例については必ず教育委員会に報告する。また、障害のある子どもたちへのいじめ等の人権侵害が生じないように、障がい者理解教育や支援教育活動を行う。

携帯電話やスマートフォン、携帯型ゲーム機器、PCなどによるネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の問題解決に対しては、子どもたちへの指導に加え、保護者への啓発活動等を積極的に行う。

いじめ等問題行動への対応については、「問題行動チャート」（平成25年8月府教委）を活用し、学校として問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。また、日頃から子どもたちとの信頼関係を築くとともに、全教職員が一致した生徒指導体制のもと対応する。

毎月、各校園の担当者と教育委員会指導主事、村駐在所の警察官が集まり、千早赤阪村生徒指導連絡会議を開催する。それぞれの学校園の情報交換を行うとともに、問題行動（いじめ、暴力行為、不登校等）について確認し教育委員会にて報告する。

③ 虐待防止

児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、児童虐待問題が深刻になっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、家庭児童相談員やSSW等の専門家と連携し、早期発見、早期対応に努める。

早期発見の観点から、子どものわずかな変化を見逃さないよう日頃から注意を払い、職員間での情報交換に努める。そして、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター、教育委員会、村福祉部局へ通告し、継続的に支援していく。

④ SC, SSWの活用

子どもたちの問題行動や不登校の未然防止、また心のケアのための相談業務にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。

中学校には毎週火曜日スクールカウンセラー（SC）を配置し、生徒や保護者、教職員と相談や連携を行いながら対応を行う。

村立学校園には月に1回スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置して、子どもたちの様々なケースについてケース会議を持ち問題行動の解決に努める。また、専門家の視点から様々なアセスメントやプランニングを教職員と共有し役割分担の下チームで解決にあたる。

また、村の福祉部局と共に村立学校園の子どもたちの問題に家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、要保護児童生徒連絡協議会に参加する。

⑤ 防災教育の推進

東日本大震災等様々な自然災害の教訓を生かし、学校の実態に応じた自然災害から子どもたちの命を守るための取り組みを行う。避難訓練において、火災や地震というだけではなく、出火状況や地震の規模・震源地の状況などをより細かに想定した訓練を行う。また、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、子どもたちの生活環境に近い状況を想定した訓練をすることで、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図る。

防災の専門家に避難訓練の視察や指導等を通じて意見をいただき、村立学校園の防災教育の充実を図る。

村立学校園において防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図る。また、災害に備えた危機管理体制等のあり方等について、各校園教頭主任、教育課長、村役場担当者等が参加する防災教育実践委員会を開催する。

⑥ 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを有する子どもに対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、異常がみられた時の対応をマニュアル化するなど迅速に対応できる体制を整える。

また、千早赤阪村学校給食センターでは、子どもたち一人ひとりの食物アレルギーに対応した給食を提供する。



毎年恒例の小学6年生対象『バイキング給食』の様子
(H26. 12. 5)

IV 学校及び教職員の資質の向上

① 学校評価

学校運営にあたっては、学校教育目標や経営方針等を教職員全体で共通理解し組織的に取り組んでいく必要がある。そのため、校長がリーダーシップを発揮し、学校評価表のP D C Aを明確に示すとともに、全教職員がより良い学校にしていくために、常に学校の目指す方向性を意識して行動する。

学校運営の改善にあたっては、目標の達成度や計画の進捗状況について、自ら点検・評価を行う自己評価に加え、学校関係者評価等により保護者や地域住民等の意見をいかし、取り組み内容の向上をはかるため、積極的にP D C Aを活用する。

② 幼・小・中一貫教育および村立学校園の連携

千早赤阪村の次代を担う子どもたちの育成において、幼稚園、小学校、中学校の校種の違いによる意義を大切にしつつも、村の教育の連続性を重視した教育活動を村立学校園すべてで行う。そのために、一貫教育とはどういうことなのか、いわゆる幼小中連携と何が違うのかを学び、今後の幼・小・中一貫教育の推進に向けて動き出す。

千早赤阪村立学校園において、学力向上、英語教育、道徳教育、生徒指導、支援教育、郷土学習、キャリア教育、防災教育等について、それぞれ担当者連絡協議会等を通じて連携を深める。

村立学校園の学校行事等において子どもたちの交流の場を設ける。

村立学校間における学習指導、スムーズな接続、教員間情報交流という点からも、教員の兼務「小学校専科教員」を活用し、今年度は外国語活動（英語）において実施する。

また、村内2校の小学校の取組みに関する情報交流を進めて、より良い取り組み等について共有する。良い実践については、その方法や工夫・改善などの在り方について協議し、連携を深め発展させていく。

③ 教職員の資質向上及び不祥事の未然防止

多くの教職員の退職・採用が続く中、村立学校の教職員の指導力維持向上のために、必要な研修及び校内における首席・指導教諭を中心とした若手教員の指導を行う。

首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーを育成する。

教職員の不祥事防止に向けては、未然防止を図るため「不祥事予防に向けて自己点検」（大阪府教育委員会平成22年9月改訂）を用いて校内研修を行うとともに、常日頃から教職員へ教育公務員としての心構えを説き指導の徹底を図る。また、一人で抱え込まずに相談しやすい職場環境を醸成し、教職員の育成に努める。

体罰は法的に禁じられているばかりでなく、子どもたちの人権を著しく侵害する行為であり、決してあってはならない許されない行為である。各学校においては、日頃から府教委の資料等を活用し校内研修を実施し、教職員の体罰に対する意識作りを行う。

校長及び教頭は「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その円滑な実施により教職員の資質能力の向上に努める。

労働安全衛生法に基づき、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、校長は職員の勤務時間を把握するとともに、職場環境の改善に努める。また、超過勤務等が一部の者に偏らないように努める。

教職員全体に対して適正な就労をすすめ、夜遅くまでの長時間労働を避けるように指導する。

各学校園で「NO残業DAY」を設けるなど、勤務時間の改善に取り組む。

V 社会教育関係

① 生涯学習の充実

生涯学習の場の充実に向けて、様々な専門分野の演題で、大学教諭や地元の郷土を研究している研究者、学芸員等が講師となって、歴史、文学、産業等の分野の専門性や、千早赤阪村の特色を活かした、地域住民に関心のある村民大学講座（歴史講座、子ども講座、英会話講座）を開講する。

また、近隣の図書館、生涯学習センター等において開催される学習や交流の機会の情報提供の充実を図り、地域住民の生涯学習意欲を高める。

② スポーツ振興

スポーツによる他地域との交流、競技機会の確保のため、広域開催のスポーツ大会を関係団体と共催する。

村民の健康増進、相互の交流機会の増大のため、村民スポーツフェスティバル等の村スポーツ関係団体主催大会を後援する。

③ 青少年の育成

青少年の育成指導、近年の青少年を取り巻く社会環境の浄化等、青少年の健全育成のため、千早赤阪村青少年指導員連絡協議会と連携を深める。

④ 文化財の保全活用

楠木正成ゆかりの城跡をはじめ、神社や祭などの千早赤阪村固有の特徴的な資源の保存に努めるとともに、本村の歴史・郷土意識の高揚のため、調査研究や村立郷土資料館での企画展示の開催等を村民らと共同で行い、更に観光資源として活用を進める。

千早赤阪村にある国指定史跡（赤阪城跡、楠木城跡、千早城跡）のうち、老朽化した箇所（楠木城主郭跡展望スペースの木柵、赤阪城跡石碑下の土砂崩れ等）の補修工事を行う。